

1) 建築物の建築等

項目	景観形成基準	景観ゾーン				
		住まい	ビジネス・交流	工業	農	里地里山
配置・規模	道路やその他の公共の場所から地域の景観を特徴づけている要素（公園、緑地、河川、ため池や敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源など）への眺めを阻害しない。	○	○	○	○	○
	地形を大きく改変することを避けるとともに、長大な擁壁や法面が生じないように造成する。やむを得ず擁壁が生じる場合は、「擁壁、塀、柵その他これに類するもの」の景観形成基準に適合させる。また、やむを得ず法面が生じる場合は、周辺の自然環境を考慮した緑化を行う。	○	○	○	○	○
	敷地内の既存の樹木・樹林や地形、水辺などを可能な限り保全・活用する配置とする。やむを得ない場合は、植栽などにより将来的なみどりの機能の復元を図る。	○	○	○	○	○
	歩行者にゆとりを与える空間の確保を図るため、歩行者の通行が多い道路の沿道では、可能な限り道路境界（予定地を含む）から後退した位置への配置とするとともに、道路側に、正面玄関や開放的な開口部、前庭などを配置する。	○	○	○	○	○
	国道 464 号と国道 16 号沿道の敷地においては、道路境界（予定地を含む）から十分に後退するとともに、道路側に、正面玄関や開放的な開口部、前庭などを配置する。	○	○		○	○
	河川や水路沿いの敷地においては、河川・水路から可能な限り後退するとともに、河川や水路の対岸からの見え方に配慮し、河川や水路側に、正面玄関や開放的な開口部、前庭などを配置する。	○	○	○	○	○
	駅前広場に隣接した敷地においては、駅前広場から十分に後退するとともに、駅前広場側に、正面玄関や開放的な開口部、前庭などを配置する。		○			
	周辺の樹木とのつながりを阻害しない配置に努め、周辺の樹林の高さから突出しない規模とする。				○	○
形態意匠	道路やその他の公共の場所からの見え方に配慮した形態意匠とする。	○	○	○	○	○
	駅前広場に隣接した敷地においては、歩行者にとって安全で、通りとしての連続性のある、にぎわいを創出する形態意匠とする。		○			
	圧迫感や単調な印象を与えないよう、外壁面の分節・分割や位置の後退などを行う。	○	○	○	○	○
	外壁の素材は、汚れや退色に強いもの、又は年月とともに落ち着いた雰囲気の出るものとし、光沢のある素材や反射性の高い素材の使用を控える。	○	○	○	○	○
	勾配屋根など、屋根の形状や方向が整っているまち並みにおいては、周囲と同様の形態とする。	○	○	○	○	○
	外壁、屋根の色彩は、落ち着いたものとするとともに、色彩基準に適合させる。	○	○	○	○	○
	屋外階段は建築物本体と同化又は調和した形態意匠とする。	○	○	○	○	○

項目	景観形成基準	景観ゾーン				
		住まい	ビジネス・交流	工業	農	里地里山
形態意匠	共同住宅のベランダは、洗濯物やエアコンの室外機が道路やその他の公共の場所から直接見えにくい構造や形態意匠とする。	○	○	○	○	○
	配管やダクトなどは、道路やその他の公共の場所から見える壁面に露出させない。やむを得ず露出させる場合は、建築物外壁と同化又は調和した形態意匠とする。もしくは、ルーバーによる遮蔽や植栽による修景を行う。	○	○	○	○	○
	室外機や高架水槽などの建築設備は、道路やその他の公共の場所から見えにくい位置に配置する。やむを得ない場合は、建築物外壁と同化又は調和した形態意匠とする。もしくは、ルーバーによる遮蔽や植栽による修景を行う。	○	○	○	○	○
植栽	道路やその他の公共の場所に面する箇所では、周辺の樹木・樹林との連続性に配慮し、開放的で明るい印象を与えるような樹木や草花による植栽を施すよう努める。	○	○		○	○
	敷地内には樹木を植栽する。また、道路やその他の公共の場所に面する箇所では、低木及び中高木を混植するよう努める。			○		
	周辺の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽とするよう努める。	○	○	○	○	○
その他の施設・設備	照明を設置する場合は、過度に点滅する照明や液晶の照明の使用を避け、周囲への漏れ光などによる障害が発生しないように配慮する（ただし、防犯に必要な照明などは除く）。	○	○	○	○	○
	周辺の環境に応じた夜間の景観を検討し、夜間照明を設置する場合は、周辺の景観に応じたものを使用する。	○	○	○	○	○
	駐車場（立体駐車場を含む）は、可能な限り道路やその他公共の場所から見えにくい配置や構造とする。	○	○	○	○	○
	駐車場の舗装は、素材の選定や部分的な地被植物による緑化などにより、景観に配慮したものとする。	○	○	○	○	○
	立体駐車場や台数の多い駐車場の外周は適切な緑化を行う。	○	○	○	○	○
	駐輪場、ゴミ置き場などの付属施設は、道路やその他の公共の場所から見えにくい位置に配置する。やむを得ない場合は、塀や柵による遮蔽や植栽による修景を行う。	○	○	○	○	○
	敷地外周に塀、柵などを新設する場合は、「擁壁、塀、柵その他これに類するもの」の景観形成基準に適合させる。	○	○	○	○	○
	屋外広告物を設置する場合、1.7 屋外広告物に関する事項の景観形成配慮指針に可能な限り適合させる。	○	○	○	○	○
	屋上や屋根などに設置する太陽光発電設備については、「太陽光発電施設」の景観形成基準のうち、形態意匠の項目に適合させる。	○	○	○	○	○

2) 工作物の建設等

- ① 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、高架水槽、サイロ、物見塔、遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設等

項目	景観形成基準	景観ゾーン				
		住まい	ビジネス・交流	工業	農	里地里山
配置・規模	・道路やその他の公共の場所から地域の景観を特徴づけている要素（公園、緑地、河川、ため池や敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源など）への眺めを阻害しない。	○	○	○	○	○
	・地形を大きく改変することを避けるとともに、長大な擁壁や法面が生じないように造成する。やむを得ず擁壁が生じる場合は、「擁壁、塀、柵その他これに類するもの」の景観形成基準に適合させる。また、やむを得ず法面が生じる場合は、周辺の自然環境を考慮した緑化を行う。	○	○	○	○	○
	・敷地内の既存の樹木・樹林や地形、水辺などを保全・活用する配置とする。やむを得ない場合は、植栽などにより将来的なみどりの機能の復元を図る。	○	○	○	○	○
	・歩行者にゆとりを与える空間の確保を図るため、歩行者の通行が多い道路の沿道では、可能な限り道路境界（予定地を含む）から後退した位置への配置とする。	○	○	○	○	○
	・国道 464 号と国道 16 号沿道の敷地においては、道路境界（予定地を含む）から十分に後退する。	○	○		○	○
	・周辺の樹木とのつながりを阻害しない配置に努め、周辺の樹林の高さから突出しない規模とする。				○	○
形態意匠	・工作物の種類及び用途に応じた形態意匠とするとともに、圧迫感や違和感を与えないよう、周辺の景観との調和を図る。	○	○	○	○	○
	・汚れや退色に強いもの、又は年月とともに落ち着いた雰囲気の出るものとし、光沢のある素材や反射性の高い素材の使用を控える。	○	○	○	○	○
	・周辺の景観に違和感なく調和する落ち着いた色彩とし、色彩基準に適合させる。	○	○	○	○	○
植栽	・道路やその他の公共の場所に面する箇所では、周辺の樹木・樹林との連続性に配慮し、開放的で明るい印象を与えるよう、樹木や草花による植栽を施すよう努める。	○	○	○	○	○
	・周辺の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽とするよう努める。	○	○	○	○	○
その他の施設・設備	・照明を設置する場合は、過度に点滅する照明や液晶の照明の使用を避け、周辺への漏れ光などによる障害が発生しないように配慮する（ただし、防犯に必要な照明などは除く）。	○	○	○	○	○
	・敷地外周に塀、柵などを新設する場合は、「擁壁、塀、柵その他これに類するもの」の景観形成基準に適合させる。	○	○	○	○	○

② 擁壁、塀、柵その他これに類するもの

項目	景観形成基準	景観ゾーン				
		住まい	ビジネス・交流	工業	農	里地里山
配置	擁壁、塀、柵などを新設する場合は、道路やその他の公共の場所から可能な限り後退した位置への配置とし、後退して生じた空間は緑化するものとする。	○	○	○	○	○
形態意匠	圧迫感や違和感を与えないよう、周辺の景観との調和を図る。	○	○	○	○	○
	周辺の景観に違和感なく調和する落ち着いた色彩とし、色彩基準に適合させる。	○	○	○	○	○
	表情をつけるため、面を分割する、テクスチャー（凹凸による陰影）をつけるなどの表面処理や前面の緑化を行う。	○	○	○	○	○
	コンクリートブロック塀を新設又は増築する場合は、剥き出しを避け、素材が目立たないように修景する。	○	○	○	○	○

③ 太陽光発電施設

項目	景観形成基準	景観ゾーン				
		住まい	ビジネス・交流	工業	農	里地里山
配置・規模	・地域の景観を特徴づけている要素（公園、緑地、河川、ため池や敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源など）への近接を避ける。やむを得ない場合は、緩衝帯を設ける。	○	○	○	○	○
	・地形を大きく改変することを避けるとともに、長大な擁壁や法面が生じないように造成する。やむを得ず擁壁が生じる場合は、「擁壁、塀、柵その他これに類するもの」の景観形成基準に適合させる。また、やむを得ず法面が生じる場合は、周辺の自然環境を考慮した緑化を行う。	○	○	○	○	○
	・道路やその他の公共の場所から後退した位置への配置とする。特に、国道 464 号及び国道 16 号沿道の敷地においては、道路境界（予定地を含む）からモジュールまでの水平後退距離を十分確保する。	○	○	○	○	○
	・道路やその他の公共の場所から太陽光発電施設が見えにくい位置に配置する。やむを得ない場合は、道路やその他の公共の場所からの見え方に配慮し、植栽などによる遮蔽を行う。	○	○	○	○	○
	・周囲に反射光の影響が及ばないように配慮して設置する。	○	○	○	○	○
	・分散して設置する。	○	○	○	○	○
	・周辺の景観から突出しないよう、太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くするとともに、高台での施設の配置を避ける。	○	○	○	○	○
	・周辺の樹木とのつながりを阻害しない配置に努め、周辺の樹林の高さから突出しない規模とする。				○	○
形態意匠	・太陽光発電設備のモジュール及びパワーコンディショナー、分電盤などの付帯設備は、低反射で、模様が目立たないものとする。	○	○	○	○	○
	・太陽光発電設備のモジュールは目立たない色のものとし、付属設備は低彩度のものとする。	○	○	○	○	○
その他の施設	・敷地外周に塀、柵などを新設する場合は、「擁壁、塀、柵その他これに類するもの」の景観形成基準に適合させる。	○	○	○	○	○
	・太陽光発電施設の設置に伴い電柱・電線を新設する場合は、「煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、高架水槽、サイロ、物見塔、遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設等」の景観形成基準に適合させる。	○	○	○	○	○
植栽	・敷地内は可能な限り緑化する。道路やその他の公共の場所に面する箇所では、低木及び中高木を混植するよう努める。	○	○	○	○	○

3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

項目	景観形成基準	景観ゾーン				
		住まい	ビジネス・交流	工業	農	里地里山
配置・規模	地形を大きく改変することを避けるとともに、長大な擁壁や法面が生じないように造成する。やむを得ない場合は、形態意匠の基準を遵守する。	○	○	○	○	○
	敷地内の既存の樹木・樹林や地形、水辺などを保全・活用する計画とする。やむを得ない場合は、植栽などにより将来的なみどりの機能の復元を図る。	○	○	○	○	○
形態意匠	擁壁が生じる場合は、「擁壁、塀、柵その他これに類するもの」の景観形成基準に適合させる。	○	○	○	○	○
	法面が生じる場合は、周辺の自然環境を考慮した緑化を行う。	○	○	○	○	○
植栽	道路やその他の公共の場所に面する箇所では、周辺の樹木・樹林との連続性に配慮し、開放的で明るい印象を与えるよう、樹木や草花による植栽を施すよう努める。	○	○	○	○	○
	周辺の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽とするよう努める。	○	○	○	○	○

4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準	景観ゾーン				
		住まい	ビジネス・交流	工業	農	里地里山
配置・規模	地域の景観を特徴づけている要素（公園、緑地、河川、ため池や敷地周辺の樹木・樹林、歴史的資源など）への近接を避ける。	○	○	○	○	○
	地形を大きく改変することを避けるとともに、長大な擁壁や法面が生じないように造成する。やむを得ず擁壁が生じる場合は、「擁壁、塀、柵その他これに類するもの」の景観形成基準に適合させる。また、やむを得ず法面が生じる場合は、周辺の自然環境を考慮した緑化を行う。	○	○	○	○	○
	道路やその他の公共の場所から見えにくい位置に堆積させる。やむを得ない場合は、可能な限り後退させるとともに低く整然と堆積させる。	○	○	○	○	○
	交差点や歩行者の多い道路を避けるなど、出入口の位置・数・幅を適切に計画し、目立たないようにするものとする。	○	○	○	○	○
遮蔽	道路やその他の公共の場所から堆積物が容易に見えないよう、敷地外周に遮蔽措置を施す。	○	○	○	○	○
	遮蔽物は、道路やその他の公共の場所から後退させる。	○	○	○	○	○
	不信感や圧迫感をあたえないよう、遮蔽物は最低限の高さとし、植栽や緑化フェンスなどを用いる。遮蔽物として塀を採用する場合は、周辺の景観との調和に配慮したものとし、塀の構造は一部が透視できるものとする。	○	○	○	○	○